明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令（経済産業四）　一
〔告　示〕
○令和元年度学校図書館司書教諭講習実施要項（文部科学四）　六
○運輸審議会件名表に登載された件（国土交通一七）　一〇
○現場打コンクリートの型わく及び支柱の取り外しに関する基準及び建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部を改正する告示（同一八）　三
○自動車の型式を指定した件（同一九～四八）　一四
○運輸審議会から答申があった件（同四九）　一七
〔官庁報告〕
公聴会
公聴会開催に関する公示（運輸審議会）　一八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二〇
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、厚生年金基金清算結了・清算人退任、企業年金基金設立関係　四九
地方公共団体
行旅死亡人関係　五〇
会社その他
会社決算公告　五二

省令

○経済産業省令第四号

不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十六条第一項及び第三項並びに第十七条の規定に基づき、不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月十六日

経済産業大臣　世耕　弘成